

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームNGOユニット
平成 15 年度事業報告書

(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)

1. 総括

ジャパン・プラットフォームNGOユニットは平成 15 年度、NGOユニット参加団体が実施する「イラク人道支援事業」、「イラン南東部地震被災者支援事業」及び「リベリア人道支援事業」に対し、総額 9 億円に及ぶ助成を行なった。特に「イラン南東部地震被災者支援事業」においては、ジャパン・プラットフォーム（JPF）による対応の迅速さが経済界を始めとして広く各界からの注目を集めることとなり、総額 1 億 7 千万円を超える寄付が民間から寄せられた。

今年度の政府供与資金は、5 月に 7 億円、3 月に追加拠出として 3 億円、及び同じく 3 月にイラク人道支援活動特定拠出として 17 億円、総計 27 億円を拠出いただいた。

設立 3 年目を迎え、JPF 組織構造の改革、事業対象の拡大及び財政状況の改善が、組織運営上の課題として強く意識されるに至った。かかる課題に対処していく上での指針を設定するため「マנדート・ガバナンス諮問委員会」並びに「財政再建委員会」が JPF 評議会に設けられ、数名の理事が委員として参画した。それぞれに答申が提出され、今後の具体的な施策に引き継がれていくこととなった。

政策広報に資するメディアとの関係基盤を強化するため、「定例メディア懇談会」の開催を隔月で定例化した。また、学生有志により 8 月に設立された「ジャパン・プラットフォーム学生ネットワーク」との協力を図り、毎月開催される「NGOアカデミー」にてNGOユニット参加団体の代表者が講師を務めることとなった。また、定期広報ツールとして、ニュース・レターを 2 回発行した。

人道援助コミュニティーにおける現状の課題認識と対応のトレンドを把握するため、「緊急人道支援活動における評価手法セミナー（医療セクター）」を外務省と共催し、ワーク・ショップとシンポジウムを実施した。

2. 新規加盟団体・脱会団体

6 月に（特活）日本地雷処理を支援する会（JMAS）が、9 月に人道目的の地雷処理支援の会（JAHDS）が正会員として新規加盟し、加盟 16 団体となった。

3. 会議体

(1) NGOユニット理事会

協議の継続性及び関係者相互の意思疎通を図るため、8 月を除き月例ベースで計 11 回開催した。

(2) JPF評議会

JPFの運営を司る評議会へ正副代表理事の4名が評議員として参加した。JPF評議会は16回開催され、組織運営の方針、支援対象の選定、助成審査・決定等にかかる決議が行なわれた。また、「マニフェスト・ガバナンス諮問委員会」並びに「財政再建委員会」へ、数名の理事が参加した。

4. 資金調達

(1) 会員会費

NGOユニット会員会費として、160万円の収入があった。

(2) 政府供与資金

今年度の政府供与資金は、5月に7億円、3月に追加拠出として3億円、及び同じく3月にイラク人道支援活動特定拠出として17億円、総計27億円を拠出いただいた。また、政府供与資金の管理にかかるJPF事務局運営費として今年度政府供与資金より、事業総括職員並びに会計担当職員の人件費として総額5,449,500円を補填いただいた。

(3) 民間資金

今年度の民間資金は、総額182,432,543円であった。特に、「イラン南東部地震被災者支援事業」では、日本経団連及びイオングループ各社を始めとして広く各界各層からのご協力をいただき、総額170,625,712円の寄付が寄せられた。なお、今年度の民間資金からの運営費充当分は総額21,109,354円であり、内「イラン南東部地震被災者支援事業」への寄付金からの充当分は総額17,297,750円を占めた。

企業や労組、学校、友好団体が開催するイベントに積極的に参加した(計30回)。特に、民間労働組合の連合体である日本労働組合総連合会より、「イラン南東部地震被災者支援事業」へ200万円、一般寄付金として100万円の寄付をいただいた。

(4) 民間財団助成金

(財)三菱財団より300万円、(財)庭野平和財団より200万円、総計500万円の助成金をいただいた。

(5) その他

NGO分担金として、被助成団体より総額7,721,300円の拠出をいただいた。また、日産自動車株式会社より「第6期日産NPOラーニング奨学金制度」による協賛として、10万円の協賛金をいただいた。

5. 助成事業

(1) アフガニスタン復興支援事業

民間資金による助成全20案件のうち、10案件が継続案件として本年度に実施された。うち7案件が終了し、残りの3案件が翌年度へ継続された。なお、JPF助

成によりアフガニスタン支援を実施した 13 団体のうち、10 団体が引き続き現地にて活動を実施している。

(2) イラク人道支援事業

平成 14 年度イラク助成事業の実績を踏まえ、イラク第 2 期支援事業として平成 15 年 6 月、J E N / B H N 合同チーム：「J E N / B H N 合同医療事業」、P W J：「イラク緊急支援事業 2」及びWV J：「イラク・ニネベにおける国内避難民緊急支援事業」の 3 事業に総額 306,799,166 円の助成を行なった。

また、第 3 期イラク支援事業として平成 15 年 12 月、J E N：「バグダット市内の小学校における水・衛星設備等の応急修復」並びにP W J：「イラク緊急支援事業 3」へ総額 301,081,420 円の助成を行なった。

本年度イラク支援事業に対する助成金額総計は 608,230,586 円（監査費用含む）。現時点において、第 3 期イラク支援事業による J E N 事業がバグダット市内にて、またP W J 事業がイラク北部地域にて展開中である。

(3) イラン南東部地震被災者支援事業

平成 15 年 12 月 26 日にイラン南東部にて発生した地震被災者支援を行うため、第 1 期から第 5 期に渡る支援事業へ、政府供与資金から総額 184,156,705 円、また民間資金から総額 96,315,775 円の助成を行なった。助成案件は 14 案件（調査は除く）、実施団体は 8 団体（B H N、J E N、N I C C O、P W J、S C J、S V A、W V J、日レ協）を数え、現時点において 7 団体（B H N、J E N、N I C C O、P W J、S C J、S V A、W V J）が被災地バムを中心に現地にて展開中である。なお、本件事業にかかる剰余金 57,012,187 円（寄付金総額から運営費充当分と助成金総額を除く）については、新年度に寄せられる寄付金と共に第 6 期助成事業と本事業の全体評価事業へ支出される予定。

(4) リベリア人道支援事業

昨年 8 月テラー大統領の亡命を機にようやく政府・反政府二派による和平合意が成就したリベリアでは現在、国連リベリア・ミッション（U N M I L）によるP K O 部隊が派遣され治安の回復作業が進められているものの、散発的な戦闘・略奪行為の発生が各地にて報告される等、依然不安定な状況にある。14年に渡る内戦・圧政による疲弊の極みにあつて国内避難民や帰還難民の生活状況には深刻なものがあり、治安を安定させ平素の日常を取り戻すためにも、劣悪な生活環境と日々の生活苦による社会不安の目を摘むことが急務とされる。本年 2 月、アドラ・ジャパン、W V J 及びP W J（自費参加）の 3 団体による「対リベリア・プロジェクト形成ミッション（合同初動調査）事業」へ総額 1,954,500 円の助成を行なった。

6. 広報活動

(1) 記者会見・プレス・リリース

「イラン南東部地震被災者支援事業」につき記者会見を3回実施。また、プレス・リリースを19回発行し、JPFの活動に関する迅速な情報発信に努めた。

(2) 定例メディア懇談会

政策広報に資するメディアとの関係基盤を強化するため、「定例メディア懇談会」の開催を隔月で定例化した。また、このフレームワークの中で9月、「アフリカ飢餓問題タウンミーティング」を国際連合世界食糧計画と共催した。

(3) ニュース・レターの刊行

10月と2月の2回、JPFニュース・レターを刊行した。刊行にあたっては、「第6期日産NPOラーニング奨学金制度」により派遣された荒木亜礼譜氏によるご尽力が大であった。

(4) 「イラン南東部地震被災者支援事業」報告書

日本経団連、企業各社、各団体、労組、生協及び多くの個人寄付者へ対する事業経過報告を行なうため、参加NGOの協力による現地の写真を盛り込んだ報告書を2回作成し、約300部を配布した。

(5) セミナーの実施

緊急人道支援分野における国内関連NGOのキャパシティ・ビルディングを図ることを目的に3月、「緊急人道支援活動における評価手法セミナー」を外務省と共催し、医療セクターに焦点を当てたワーク・ショップ並びに「緊急人道援助の課題ー保健医療分野」と題するシンポジウムを開催した。国際協力機構、国際連合児童基金、財団法人三菱財団、財団法人庭野平和財団よりご後援をいただいた。

7. その他

(1) 外務省より、NGO専門調査員として山本めぐみ氏を、平成15年8月1日から平成16年3月31日までJPF事務局へ派遣していただいた。

(2) 日産自動車株式会社より、第6期日産NPOラーニング奨学生として荒木亜礼譜氏を、平成15年7月から平成16年1月まで、週1-2日ペースでJPF事務局へ派遣していただいた。

(3) 認定NPO法人

寄付税制上、免税の恩典をもつ認定NPO法人資格を取得するべく、年末より手続きを開始したが、現行法制の枠組みではJPFが認定NPO資格を取得するのは困難との結論に至った。

(4) 自治体との協力

大西代表理事による働きかけにより、岩手県より研修員の派遣が決定した。加えて、広島県からの派遣についても同様の枠組みの中で協議中である。

(5) 事務所移転

2004年5月1日を目処に、千代田区大手町1-6-1 大手町ビル 266号室へ移転することとなった。移転先確定に際しての条件交渉にあたっては、石崎評議員のご尽力によるところが大であった。

(6) 事務局運営関連規定

「海外出張旅費規程」及び「国内出張旅費規程」を作成し、施行した。

以上